



生涯学習  
マスコット  
マナビ

生涯学習のまなび

まなび

響きあい  
共に育つ  
「人づくり」

## 成人教育事業

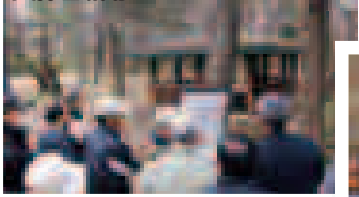
町では、住民の方々がいきいきと充実した生涯学習に取り組めるよう、「生涯学習講座」を定期的に開催しています。「生涯学習講座」には、年間を通じた講座のほか、スポット講座、養成講座などがあります。

今回は「歴史文化案内人養成講座」をご紹介します。この養成講座は、町内の史跡や文化財などを紹介する「案内人」を養成することを目的に、平成23年度から2年間にわたって行いました。

昨年度は美郷町の先人や、国の天然記念物「千層断層」などの歴史文化を学習する講座を、今年度は秋田市と仙北市角館の2カ所で歴史案内を体験する講座などを開催。案内人としての基礎と実践を学んだ受講者からは、「難しい講座だったが、机上で勉強するよりも現地で聞くと非常に理解しやすかった」という声もありました。元仙南東小学校長の石山憲二氏を講師に招いた最後の講座では、受講者へ向けて「地域愛を持って案内を行ってほしい」と激励の言葉が贈られました。

受講者の方々には、今後、町の案内人として活動していただくことを期待しています。

久保田城跡



### ★講座の様子★

石山氏の講座



角館冬がたり



問い合わせ

町教育委員会 生涯学習課  
社会教育班 ☎0187(84)4915

## 六郷、仙南出張所 土日祝日も夜7時まで 利用できます!

出張所の業務時間 / 8:30~19:00

出張所の休業日 / 毎週月曜日  
(国民の祝日にあたる場合は翌日)、  
12月29日から翌年1月3日

3月の休業日は



六郷出張所  
(美郷町学友館)

☎ 0187(84)4904  
☎ 0187(84)4040  
FAX 0187(84)3763

仙南出張所  
(美郷町公民館)

☎ 0187(84)4915  
☎ 0187(83)2280  
FAX 0187(83)2451

## 出張所ではこのような 業務を行っています

### 右記の 証明書の 発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 所得証明書
- 非課税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 身分証明書
- 印鑑証明書
- 課税証明書
- 納税証明書

### 税や 使用料の 収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

### その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ

## 次の届出は出張所では 取り扱っていません

※役場住民生活課に届出してください。

### 住所に関する届出

- 転入届
- 転出届
- 転居届
- 世帯主変更届

### 戸籍に関する届出

- 出生届
- 婚姻届
- 入籍届
- 離婚届
- 転籍届
- 養子縁組届 など

※土日祝日または夜間にあたる場合は、役場日直または宿直に届出してください。

### 印鑑の登録に関する届出

- 登録
- 改印
- 廃印
- 登録証の再発行

# 国民年金からのお知らせ

## 学生で保険料の納付が困難な方へ 「学生納付特例制度」をご利用ください

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。所得が少なく保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

### ■対象者

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程）に在学する方で、本人所得が下記の基準以下の方

※夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれます。

本人所得の基準 118万円+扶養親族等の数×38万円以下

### ■初めて申請する方は

在学証明書または学生証を持参し、役場住民生活課に申請してください。学校で手続きできる場合もあります。

### ■引き続き申請される方は

3月下旬から4月初めにハガキ形式の「学生納付特例申請書」が送付されます。前年度と同じ学校に在学する場合は、必要事項を記入し返送することで申請できます。この場合、在学証明書等の添付書類は必要ありません。

### ■追納できます

学生納付特例期間は、年金を受けるための受給資格期間に算入されますが、将来受け取る金額には反映されません。そこで、承認された期間の保険料は10年以内であれば、後から納付することができます。

### ■学生納付特例制度と受給資格期間の取り扱い

		学生納付特例制度を利用せず納付した場合	学生納付特例を利用した場合	未納の場合
障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…		算入されます	算入されます	算入されません
老齢基礎年金	受給資格期間に…	算入されます	算入されます	算入されません
	将来受け取る年金額に…	反映されます	反映されません	反映されません

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)

# 介護保険事務所からのお知らせ

## 介護保険の地域密着型サービスについて

地域密着型サービスとは要支援・要介護状態となった場合でも、住み慣れた地域での生活を継続できるように創設されたサービスです。そのため、町内にある事業所は原則として町民の方しか利用できません。

### ■町内で利用できるサービス（平成25年2月1日現在）

#### ①認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症状のある方を対象に、事業所で共同生活しながら、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

美郷町内には6事業所、定員72人が整備されています。

#### ②地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームで生活しながら、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

美郷町内には3事業所、定員36人が整備されています。

#### ③小規模多機能型居宅介護

自宅からの通いを中心に、自宅への訪問や事業所への短期間の宿泊を組み合わせたサービスを受けられます。長期間にわたっての宿泊はできません。

美郷町内には3事業所、定員68人が整備されています。

各事業所の名称や所在地については介護保険事務所ホームページ (<http://www.oskaigonet.or.jp/>) をご覧いただくか、介護保険事務所または美郷町役場福祉保健課にご確認ください。

問い合わせ

介護保険事務所 事業監査班 ☎0187(86)3913  
美郷町役場 福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907